

10月19日公示

10月31日(日)投票開票日 第49回衆議院議員総選挙

衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査 日程

■公 示 日：10月19日(火)

■投 票 日：10月31日(日)

■投票時間：午前7時～午後8時

(西湖、根場、精進、本栖、富士ヶ嶺地区は午後7時まで)



投票できる人

■住所要件：原則として令和3年7月18日以前に本町の住民基本台帳に記録され、引き続き住所を有している方

■年齢要件：平成15年11月1日以前に出生した方

選挙の種類

衆議院議員総選挙

小選挙区選挙・・・「候補者名」を記入して投票

比例代表選挙・・・「政党名」を記入して投票

最高裁判所裁判官国民審査

「辞めさせた方がよいと思われる裁判官」の氏名の上に「×印」を記入して投票



期日前投票

☆都合により投票日当日に投票所に行けない方のための制度です。

■期 間：10月20日(水)～10月30日(土)

■時 間：午前8時30分～午後8時

■場 所：富士河口湖町役場

■必要な物：本人を確認できる書類(運転免許所等)か入場券(届いている方)

※投票所入場券は、公示日(10/19)以降の発送で、10月22日ごろまでには
ご自宅に届くように郵送いたします。



不在者投票

病院や施設に入院、入所されている場合、各施設で投票できる場合がありますので、
選挙管理委員会か病院にお問い合わせください。

特例郵便等投票

新型コロナウイルス感染症により宿泊施設やご自宅等で療養をしている方で、一定の要件に該当する方は、「特例郵便等投票」ができますので選挙管理委員会か病院等にお問い合わせください。

選挙公報

選挙公報は、新聞折込により配布されます。配布日は10月27日(水)頃を予定しています。
また、新聞未購読世帯の方は役場、各出張所、中央公民館、生涯学習館に備えてありますので
ご利用いただくか、町選挙管理委員会までご連絡をお願いいたします。

なお、富士河口湖町ホームページでもご覧いただけます。

問い合わせ

富士河口湖町選挙管理委員会(町役場総務課内) TEL：0555-72-1112

新型コロナウイルス感染症対策について



富士河口湖町選挙管理委員会では、有権者の皆様に安心して投票いただけるよう次のとおり、投票所での感染対策に取り組みます。有権者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

投票所における感染症対策

- 投票所に消毒液を設置します。
- 飛まつ防止用パーテーションを設置します。
- 投票管理者、立会人、投票事務従事者はマスクを着用します。
- 定期的に投票所の換気を行います。
- 記載台等を定期的に消毒します。
- 使い捨て鉛筆を使用します。
- 希望者へ消毒済みの鉛筆を貸し出します。

有権者の皆様をお願いする感染症対策

- マスクの着用、咳エチケット、来場前後の手洗いの徹底をお願いします。
- 周りの人と間隔を空けるようご協力をお願いします。
- 鉛筆（または、シャープペンシル）等の筆記用具を持参し使用することが可能です。
※投票用紙は、ペン等のインクがにじむ可能性がありますので、筆記用具は鉛筆（または、シャープペンシル）を推奨します。
※靴を脱いで入場している投票所の場合は、スリッパ・内履き等もご持参ください。



投票所へのご来場について

- 投票日の午前中早い時間帯、夕方以降は、比較的投票所が混み合わない傾向にあります。
- 投票日当日、投票所に人が集中することを避けるため、期日前投票のご利用をお願いします。期日前投票は、お住まいの地域に関係なく、富士河口湖町役場で投票ができます。期日前投票の開始後は、混雑しない傾向にありますので、早めの投票をご検討ください。（期日前投票の最終日は、大変混雑が予想されます。）
- 気象条件によっては混雑するタイミングが変動する可能性がありますのでご了承ください。

	浅川公民館 (第2投票区)	富士河口湖町交流センター (旧河口湖町役場) 第1投票区 選挙当日(10/31日)の投票所の場所 投票所案内略図 ※投票所入場券でご確認ください。 入場券に記載されている投票所で投票できます。
	河口福祉センター (第5投票区)	大石福祉センター (第4投票区)
	足和田交流センター (第8投票区)	小立福祉センター (第3投票区)
	大嵐児童館 (第11投票区)	船津保育所 (第6投票区)
	大嵐児童館 (第11投票区)	西湖公民館 (第9投票区)
	上九一色コミュニティセンター (第14投票区)	本栖公民館 (第13投票区)